報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり 専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月20日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

処 分 書

専決第2号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分する。

令和元年6月10日

新居浜市長 石 川 勝 行

- 1 損害賠償の額 13万9,536円
- 2 損害賠償の相手方 (省 略)

## 3 事故の概要

平成31年4月30日午前11時15分頃、市道大野線(別子山乙56番2地先路上)において、北進中の公用車(相手方とのリース契約による軽自動車)が道路左側に停車しようとした際、ガードレールに接触し、車両が損傷した。